

募集 平成 29 年度

未来農業のフロンティア育成研修生

県農業試験場などで来年4月から2年間、実習や講義を通じて農業経営に必要な知識や技術を習得できます。

■研修コース

研修先	研修コース
農業試験場	作物、野菜、花き
畜産試験場	酪農、肉用牛
果樹試験場	果樹（りんご等）
かづの果樹センター	
天王分場	果樹（梨等）
花き種苗センター	花き

■応募資格

次の要件全てを充たす方が対象となります。

- ①農業後継者、または新たに農業を始める方などで、就農意欲の高い方
- ②研修修了後、確実に県内に就農できる方
- ③応募時点で年齢が45歳未満の方

■受付期間 10月14日(金)

■その他

- ①募集人数には限りがあります。
- ②書類審査、小論文、面接試験があります。
- ③研修期間中は研修奨励金、もしくは国の青年就農給付金（準備型）を受給できます。

■申込・問合せ 農林水産課 ☎ 38-4303
由利地域振興局農業振興普及課 ☎ 22-8354

**稲作農家の皆さまへ
米の放射性物質検査を実施します**

国のガイドラインでは県産米は平成25年度から検査対象ではありませんが、県では風評被害防止や消費者の信頼を確保する観点から、県独自の検査として継続実施しています。

今年度も同様に実施しますので、検査結果が判明するまで、28年産米の出荷・販売の自粛にご理解とご協力をお願いします。

検査日 9月13日(火) ※天候等により、翌日以降になる場合があります。

検査結果の公表 検査日の午後6時に市HPで公表します。

検査後の対応

- ①検査結果が不検出または基準値〔100ベクレル（以下Bq）/kg〕の半分以下の場合
→出荷・販売自粛は解除
- ②検査結果が基準値〔100Bq/kg〕の半分以上を超え基準値以内の場合
→検査の強化（全戸検査）をし、基準値以内の場合には出荷・販売自粛は解除
- ③検査結果が基準値〔100Bq/kg〕を超えた場合
→当年産米は出荷制限がかかります

問合せ JA西部営農センター ☎ 32-3160
農林水産課 ☎ 38-4303

あの偉大な鳥海山のことを私は何も知らない。鳥海山は何ものがあるのか、随分と時間をかけて考えてきたはずなのに、杳として知れないのです。人類がまだ存在しないう以前の、遙か、遙か昔にできたという鳥海山。それをわずかな江戸時代までに巻き戻しても、歴史や文化の一面だけしか明らかになっていないと思われまふ。鳥海山を敬仰する上でも、知りたいことは、山ほどあるのです。

第21回「黙して物語る鳥海山」

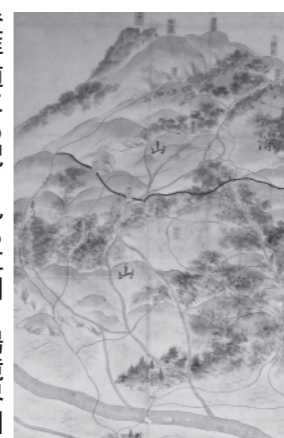


にかほ市
文化財保護審議委員
齋藤 寿嵐

現在にかほ市では、鳥海山周辺および飛島の日本ジオパーク認定を目指し活動を行っています。そのジオパークの核となる鳥海山や飛島の歴史などのコラムを定期的に掲載しています。

鳥海山・飛島ジオパーク構想リレーコラム
日本海と大地がつくる 水と命の循環

登拝道にも記される草刈り場境界図（にかほ市上郷）



かつて、八月一日（旧七月一日）は「山詣り」の日で、鳥海講中をはじめ多くの人びとが登拝しました。特に、山麓の村々では必ず二十歳になった若者は、前日からの精進潔斎をして、まだ夜明け前の暗いうちから山頂の神社を目指し、登拝していたのです。それは、この登拝によって一人前の若者として村人からも認められたからです。こうした風習は江戸時代からみられ、若者を導き鳥海山の神威を説いた人がいました。修験者です。恐らく一人前の精神まで鍛えてくれたでありましょうか。近年、その証拠の文書を発見することができました。ですから、少しずつ確かめていくしか、鳥海山の本物の姿はみえないかと思えます。黙して語らない鳥海山ですが、その真実は鳥海山の記憶のなかに、確かに刻まれていることだけは、忘れてはならないでしょう。

Mt.Chokai & Tobishima Island Geopark Plan
鳥海山・飛島ジオパーク構想

市民検討委員を募集します

～市政に市民の声を届けよう～

- ①「公共施設等総合管理計画」
- ②「公共施設使用料」の統一改定

①公共施設等総合管理計画とは・・・

公共施設（庁舎や学校などハコモノのほか、道路橋りょう、公営企業施設、廃棄物処理場などすべての建築物・工作物という）の老朽化が進むなか、人口減少と厳しい財政状況を踏まえ、長期的視点に立って公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを検討し、最適配置を図る計画です。

- 募集数** ①、②各2人程度
- 会議日程** 10～12月に4回程度開催
- 応募方法** 所定の応募様式を提出
- 応募先** 直接持参・・・各庁舎市民SCへ
郵送、ファクス、メール
・・・総務部総務課へ

②どうして今、施設使用料を検討するの？

平成17年度合併時に「当面、旧地域の料金体系、減免規程を適用する」としていた、各種公共施設（公民館や体育施設、集会所など）の使用料について、地域間や類似施設間の不均衡を是正し、公平で明確な基準に改めようとするものです。

- 提出期限** 9月15日(木)必着
- 応募・問合せ先**

にかほ市役所総務部総務課
〒018-0192 にかほ市役所象潟庁舎
☎ 43-7507 FAX 43-5707
Eメール soumu@city.nikaho.lg.jp



**ウッドファーストあきた
木材利用ポイント事業**

最大30万円相当のポイントがもらえます！

秋田県では、県産材を使用した新築住宅やベレットストーブ等の購入で、最大で30万円相当のポイントがもらえる「ウッドファーストあきた木材利用ポイント事業」を実施しています。ポイントは、助成金や県産品と交換ができます。地元の木材をどんどん利用して、地域の林業・木材産業の活性化につなげる取り組みです。

詳しい内容は、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」の農林水産部林業木材産業課のページをご覧ください。

問合せ 秋田県由利地域振興局
森づくり推進課 ☎ 22-8351

**ナラ枯れ被害木の
伐採にご協力を！**

近年、ナラが集団的に枯損する「ナラ枯れ」が多発しています。そこで、景観保全、倒木等の危険防止を目的として、市ではナラ枯れ被害木を伐採・集積しています。早期処理を円滑に進めるため、所有者を特定できない場合であっても、調査・伐採を行うことがあります。趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いします。

また、伐採・集積された被害木は、所有者の方が自家利用できますが、被害拡大防止のため、移動制限があります。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 農林水産課 ☎ 38-4303

